

再被害防止のための刑事施設等との連携による再被害防止対象者への関連情報の教示要領の
制定について

平成15年12月26日
例規（府民・刑総・生総・交捜・備総）第87号

この要領は、再被害防止要綱（平成15年12月26日例規（府民・刑総・生総・交捜・備総）第86号）
に基づき、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所との連携による被害者等に対す
る関連情報の教示に関し、

保護対象者への適用
刑事施設等との連携
対象者への関連情報の教示

など必要な事項を定めたものである。